

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 4 3 号	<p>〔三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）〕</p> <p>君田健康ふれあい施設ほか 2 施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 9 4 号）ほか 2 条例を廃止しようとするものである。</p>
議案第 4 4 号	<p>〔財産の無償貸付について〕</p> <p>君田健康ふれあい施設ほか 2 施設の建物及び敷地を無償貸付することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 4 3 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <p>(1) 条例を設け又は改廃すること。</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>2 略</p>
議案第 4 4 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。</p> <p>(7)～(15) 略</p>

